

ご意見への回答

令和8年2月19日
図書館長

【件名】

返却されない資料について

【ご意見】

令和8年2月3日 福島市

貸出したまま返却されない本は、そのまま欠本となってしまうのか否か教えてください。

欠本一覧を公開して、寄贈の御協力をよびかけることはできませんか？

県民が寄贈したい本と図書館がほしい本とのマッチングをするなど、何か良い案はありませんか。

【回答】

福島県立図書館へのご質問、ご意見をありがとうございます。

図書館では皆様にご利用いただくため、返却期限を守るようお願いしています。返却期限を過ぎた場合は、督促をします。メール、電話、ハガキで督促しています。ほとんどの方は、1度の督促で返却していただきますが、ご返却いただけない場合は、繰り返し連絡し、できる限り督促をしています。

欠本資料については、絶版や品切れ等で購入できない資料もありますので、現在のところ、他の図書館から借り受けて提供したり、国立国会図書館のデジタルコレクション等をご案内したりしています。

欠本の寄贈依頼については、ご意見としてお預かりし、今後の図書館運営の参考とさせていただきます。

(担当 :資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)

※ 回答内容は、回答日現在の状況に基づくものです。